「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年５月 29 日
農林水産省輸出・国際局
財務省理財局

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和８年３月 11 日から４月９日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、３件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

本件については、公表した案のとおり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定めることとしました。

御意見をお寄せいただいた皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
電話：03-3502-8111（内線）4361